

重要事項説明書 <令和8年4月1日改訂>

利用者（または代理人）が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

1 居宅介護支援を提供する法人の概要について

法人名称	社会福祉法人武蔵野会
代表者氏名	理事長 山田 貴美
本部所在地 (連絡先)	東京都八王子市旭町 12 番 4 号日本生命八王子ビル 2 階 201 TEL : 042-631-6341 FAX : 042-631-6342

2 利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援事業所 あやめ
所長氏名	金井 紳之介
管理者氏名	角田 悦子
指定事業者番号	葛飾区 (1372201655 号)
事業所所在地	〒125-0031 東京都葛飾区西水元二丁目 2 番 8 号
連絡先 TEL FAX 番号	TEL : 03-3826-2956 (直通) TEL : 03-3826-2951 (代表) FAX : 03-3826-2957
サービスの 提供地域	通常の事業の実施地域 西水元、水元、東水元、南水元、新宿、金町、東金町、柴又

(2) 運営方針

運営方針	<p>「居宅介護支援事業所 あやめ」が実施する事業は、当事業所の実施主体である社会福祉法人武蔵野会の「自分を愛するように、あなたの隣人を愛せよ」という法人の理念のもとに、利用者の人格を最大限尊重し、利用者支援に万全を期します。</p> <p>① 当事業所は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立って援助を行います。</p> <p>② 居宅介護支援事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整します。</p> <p>③ 居宅介護支援事業の実施にあたっては、地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>
------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日、営業時間	月曜日～金曜日（午前 9 時から午後 5 時 30 分） （土・日・祝祭日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
----------	--

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	常勤 1 名
介護支援専門員	常勤 1 名以上

(5) 職務内容

職 種	職 務 内 容	人 員 数
介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none">・介護保険の申請に係わる援助・居宅サービス計画の作成・サービス担当者会議の開催・介護保険サービス事業所及び施設への紹介・事業者との連絡調整・サービス実施状況の把握・給付管理・相談・援助業務・その他必要なサービス	1 名以上

3 居宅介護支援の利用方法

- (1) 事業所に居宅介護支援の申し込みをします。
- (2) 事業所の介護支援専門員が、居宅介護支援の提供に関する重要事項の説明をします。
- (3) 利用者が葛飾区の窓口に「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」を提出します。
(事業者が提出の代行をすることができます。)
- (4) 「居宅介護支援契約書」により契約を締結します。
- (5) 介護支援専門員が、利用者の状態の把握及び意向確認をします。
- (6) 利用者の状態や意向を考慮の上、居宅サービス計画の原案を作成し、サービス提供事業者の担当者との連絡調整を行います。
- (7) 居宅サービス計画原案の指定居宅サービスが、保険給付の対象となるか否かを区分した上でその種類、内容、利用料等について利用者、またはその家族等に説明し、利用票により同意を得ます。
- (8) 居宅サービスの利用開始にあたっては、サービス提供事業者と利用者が直接契約を締結します。
- (9) 居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービスの提供が開始されます。

4 利用料（加算）その他費用について

***以下の料金（基本・加算料金）について、要介護または要支援認定をお受けになった利用者については介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし介護保険料が未払いの場合この限りではありません*下記方法にてお支払いいただきます。**

【基本料金】

要介護度 1・2	12,380円
要介護度 3・4・5	16,085円

【加算】

加算名	料金	加算要件
特定事業所加算Ⅰ	5,916円/月	*注1
特定事業所加算Ⅱ	4,799円/月	*注2
特定事業所加算Ⅲ	3,682円/月	*注3
特定事業所加算A	1,299円/月	*注4
特定事業所医療介護連携加算	1,425円/月	*注5
初回加算	3,420円/月	新規または要介護認定が2区分以上変更された利用者の居宅サービス計画を作成した場合。
入院時情報連携加算Ⅰ	2,850円/月	利用者が入院するに当たって、介護支援専門員が病院又は診療所に入院した日の内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。ただし営業時間終了後または営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
入院時情報連携加算Ⅱ	2,280円/月	利用者が入院するに当たって、介護支援専門員が病院又は診療所に入院した日の翌日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。ただし営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
退院・退所加算Ⅰイ 退院・退所加算Ⅰロ 退院・退所加算Ⅱイ 退院・退所加算Ⅱロ 退院・退所加算Ⅲ *入院期間中 1回を限度に算定	5,130円 6,840円 6,840円 8,550円 10,260円	退院又は退所にあたって病院等の職員から利用者に関する必要な情報を得るための連携を行い、退院後居宅サービス計画書を作成しサービス調整を行った場合。 Ⅰイ 連携1回 Ⅰロ 連携1回(カンファレンス参加による) Ⅱイ 連携2回以上 Ⅱロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) Ⅲ 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
緊急時居宅カンファレンス加算	2,280/回 ※1月に2回を限度に	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。
ターミナルケアマネジメント加算	4,560円/月	24時間連絡がとれる体制を確保し、利用者または家族の同意を得て死亡日及び死亡前日14日以内に2日以上訪問し、心身の状況等を記録し主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業所に提供した場合。
通院時情報連携加算	570円 ※1月に回を限度に	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合。

***注1 特定事業所加算Ⅰ 算定要件**

- (1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。
- (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
- (4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- (5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。
- (6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- (7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。
- (8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- (9) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- (10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満であること。
- (11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。(平成28年度の実務研修受講試験の合格発表の日から)
- (12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会を実施していること。
- (13) 必要に応じて多様な主体などが提供する生活支援サービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画書を作成していること。

***注2 特定事業所加算Ⅱ 算定要件**

- (1) 上記(2)(3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)及び(13)の基準に適合すること。
- (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

***注3 特定事業所加算Ⅲ 算定要件**

- (1) 上記(3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)及び(13)の基準に適合すること。
- (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。
- (3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。

***注4 特定事業所加算A 算定要件**

- (1) 上記(3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)及び(13)の基準に適合すること。
- (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。
- (3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上、非常勤の介護支援専門員を1名以上配置していること。

***注5 特定事業所医療介護連携加算 算定要件**

- (1) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院退所加算の算定に係る病院、診療所との連携回数が合計35回以上であること。
- (2) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。
- (3) 特定事業所加算Ⅰ、ⅡまたはⅢを算定していること。

※実際の利用料金は単位数に地域区分を乗じた金額となります。

【その他の費用について】

交 通 費	サービス提供地域は無料。サービス提供地域外については公共交通機関を利用した場合のみ、その実費を徴収します。
解 約 料	サービスの解約にあたり解約料は一切かかりません。

【利用料、その他の費用の請求および支払い方法について】

①利用料に関し、介護保険より支払いがなされない場合の請求方法	ア 利用料、その他の費用が発生した際には、月末締めで請求書を発行し、翌月 10 日前後に利用者あてに発送致します。ただし、請求額のない月は発送致しません。
②利用料、その他の費用の支払い方法	ア 指定日までに事業者指定口座（ゆうちょ銀行）への振り込み、又は事業所窓口での現金支払いをお願いします。 イ お支払いを確認しましたら領収書を発行しましたので、必ず保管をお願いします。

5 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度のめやす
利用者の要介護(支援)認定有効期間中、概ね 月 1 回程度

※ここに記載する訪問頻度のめやすの回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。また訪問の記録を行い保管します。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持と個人情報の保護について	事業所に勤務する職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らすことはいたしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
---------------------------------	--

7 権利擁護・高齢者虐待防止の取組について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の設置をいたします。
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 研修(年 1 回以上)等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (4) 個別研修計画の作成など適切な援助の実施に努めます。
- (5) 利用者、ご家族が介護の悩みや苦勞を相談でき、必要に応じ地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）や葛飾区高齢者支援課と連携いたします。
- (6) 専任担当者の配置

虐待防止に関する責任者	西水元あやめ園 管理者 (居宅介護支援事業所 あやめ 所長)
-------------	-----------------------------------

8 医療機関との連携促進

利用者、代理人は入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう

お願いいたします。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、ケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等を医師、歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

9 ケアマネジメントの公正中立性の確保

利用者は居宅介護サービス計画等に位置付ける居宅サービス事業者について複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることができます。また、当該居宅サービス事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

利用者に前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び同一事業所に提供されたものの割合を公表し説明します。

10 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、保険者、その他関連機関に連絡及び報告を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11 契約の終了

- (1) 利用者は事業者に対して、1ヶ月の予告期間において文書で通知をすることにより契約を解除することができます。但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情ある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。
- (2) 事業所はやむを得ない事情がある場合は、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- (3) 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由無くサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- (4) 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、指定した日までに現金または郵便振替にて支払われない場合。
*その場合は契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。
 - ② 利用者やその家族などが事業所に対し本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- (5) 次の事由に該当した場合は、利用者には通知せず自動的にサービスを終了いたします。
 - ① 入院期間が3ヶ月以上になり、今後も利用の見込みがないと事業者が判断した場合。
 - ② 介護保険施設等へ入所した場合。
 - ③ 要介護認定が、非該当（自立）、要支援1または要支援2と認定された場合。
 - ④ 介護保険サービスの利用が3ヶ月以上なく、その後も利用の見込みがないと事業者が判断した場合。
 - ⑤ 被保険者資格を喪失、若しくは利用者が死亡した場合。

1 2 介護支援業務に関する相談・苦情について

居宅介護支援及び居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談については、下記相談・苦情窓口において承ります。

【事業者の窓口】 居宅支援事業所 あやめ ① 施設の運営管理に関すること 所長 金井 紳之介 ② サービス内容に関すること 管理者 角田 悦子	所在地 東京都葛飾区西水元二丁目2番8号 電話番号 03-3826-2956 FAX 番号 03-3826-2957 受付時間 月～金曜日（祝祭日を除く） 午前9時～午後5時30分
【区市町村の窓口】 葛飾区福祉部介護保険課	所在地 東京都葛飾区立石五丁目13番1号 電話番号 03-3695-1111（代表） FAX 番号 03-5698-1504 受付時間 月～金曜日（祝祭日を除く） 午前8時30分～午後5時
【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会	所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 電話番号 03-6238-0177 受付時間 月～金曜日（祝祭日を除く） 午前9時～午後5時

1 3 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の同意年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者説明を行いました。

事業者	所在地	東京都葛飾区西水元二丁目2番8号
	法人名	社会福祉法人武蔵野会
	事業所名	居宅介護支援事業所 あやめ
	所長名	金井 紳之介
	管理者名	角田 悦子
	説明者氏名	印

上記の内容を事業者から説明受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

